

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成22年10月4日
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G.taste Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲吉 史泰
【本店の所在の場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【最寄りの連絡場所】	仙台市若林区大和町五丁目33番18号
【電話番号】	022-237-5566
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 川上 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,135,700円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 101,135,700円 （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回行使価額修正条項付新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	20個
発行価格の総額	1,135,700円
発行価格	56,785円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年10月20日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号
払込期日	平成22年10月21日（木）
割当日	平成22年10月21日（木）
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 名掛丁支店

- （注）1．第2回行使価額修正条項付新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年10月4日（月）開催の取締役会決議によるものであります。
- 2．申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「買受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法： (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>2. 行使価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に基づき、修正される。なお、行使価額の修正範囲はその上限を行使価額70円の200%までの140円とし、下限を行使価額70円の50%までの35円とする。</p> <p>3. 行使価額 70円 (いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。)</p> <p>4. 行使価額の上限及び下限 上限行使価額 行使価額の200%に相当する金額(140円) 下限行使価額 行使価額の50%に相当する金額(35円)</p> <p>5. 割当株式数の上限及び下限 上限 2,857,140株(発行済株式総数に対する割合は4.91%) 下限 714,280株(発行済株式総数に対する割合は1.23%)</p> <p>6. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の行使制限する条項が設けられている(詳細は、(注)8.「本新株予約権の行使制限」欄を参照)。</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の一部又は全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ジー・テイスト 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄1項(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額(但し、同欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、5,000,000円とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、70円とする(以下「行使価額」という。)。ただし、第2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p>

2. 行使価額の修正

平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)をそれぞれ行使価額修正日(以下「修正日」という)とし、当該日において有効な行使価額と各修正日に先立つ5取引日の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均の90%に相当する金額(1円未満切捨て。以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、第3項の定めに従い当社が適当と判断する値に調整される。また、かかる算出の結果、基準価格が当初の行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初の行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他の当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>100,000,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年10月25日から平成24年10月25日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>株式会社ジー・テイスト 管理本部 仙台市若林区大和町五丁目33番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社七十七銀行 名掛丁支店</p>

新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）当該資金調達の目的及び理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。

このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店（平成21年3月末から88店舗増加）となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフード インクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

営業キャッシュ・フローが引き続き改善されなかった場合、当社が有する借入債務及び借入債務の金利負担などの返済にも影響があり、財務体質の悪化を招く恐れがあるとともに、手元資金の減少により今後の景気反転に伴う積極的な事業展開ができなくなる可能性が高くなると考えました。特に納税資金や配当金等の季節性需要以外の運転資金として調達した短期借入金399百万円については、目先の財務体質を脆弱にしている一因と捉えております。当該負債の返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討しましたが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債（1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む）残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから当該負債の返済期間の緩速化は、その一部は改善することが期待できるものの、将来的な観点から根本的な課題解決にならないと判断しました。以上を踏まえ、当社の財務上の課題の一つである短期借入金の軽減において想定できる手法の中で検討を行いました。

第三者割当による普通株式の発行は、当該短期借入金の軽減を図る点については直接的に効果のある手法と考えましたためブリランス・ヘッジ・ファンドおよびブリランス・マルチストラテジー・ファンドあるいは、他の割当候補先と第三者割当増資による普通株式の割当について交渉を重ねました。その過程において、普通株式、転換社債型新株予約権付社債、及び新株予約権のそれぞれの手法による引受額について割当候補先と交渉を行った結果、もっとも効果的とは言えないまでも、上記の短期借入金の残高に近い割当額を望むことが可能なスキームを選択することが当該課題の解決策に有効と判断し、その一部として新株予約権を募集することといたしました。本新株予約権の行使により調達する手取り概算額の96百万円については、上記短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充てたいします。なお、当該新株予約権については未行使の新株予約権の全部又は一部の取得が可能となる取得条項が定められており、より有利な資金調達方法が見つかった場合には、当社の意思決定により、新株

予約権による資金調達を実質的に取りやめる事が可能であることから今後当社の資本政策上の戦略を機動的に展開することができると考えております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしました。当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし、一般投資家を対象とした公募増資を検討いたしました。幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答がありましたので続いて第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権を組み合わせる手法が、当該短期借入金の返済に必要な金額に近い額の調達が可能となる手法と判断し、その一部として当該新株予約権を発行いたしました。

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、本新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債は行使価額及び転換価額を6ヶ月超の間隔で修正されることに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されると考えました。なお、新株予約権の行使価額及び転換社債型新株予約権付社債の転換価額はいずれも下限及び上限が予め設定されているため既存株主に配慮した設計となっております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

割当先の一つであるBrilliance Hedge Fund、及び同じく割当先の一つであるBrilliance Multi Strategy Fundは過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、実在性があると共に、いずれも投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高いと考えることができること

割当先の一つであるBrilliance Hedge Fund、及び同じく割当先の一つであるBrilliance Multi Strategy Fundはいずれもファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

本新株予約権について、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、当社が必要とする資金の調達が可能と期待できること

本新株予約権（本新株予約権の発行及び行使）といえども総額約96百万円（手取概算額）のエクイティ・ファイナンスを行う結果、当社の現時価総額を前提とすると、相当程度の希薄化は避けられないと考えられるものの、各割当先とは本新株予約権の発行及び行使にあたり、次の(a)乃至(d)の条件を付すことが合意できるため、既存株主の権利保護が一定程度図られること

(a) 割当先は本新株予約権の行使により交付される株式数量の範囲内で行う売却のみを行い、空売りを目的として、借株を行わない旨を本新株予約権の買受契約書において約する予定としていること

(b) 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであること

(c) 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること

(d) 当社が事前通知することにより新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができること

本新株予約権の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で行使価額（または転換価額）が修正されることから、一定程度の行使が進む設計になっていること

割当先の一つであるBrilliance Hedge Fundは当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であり、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること

本新株予約権の行使価額は、下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることに加え、6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、将来当社の株価が現在の株価よりも下落した場合でも新株予約権の行使が行われ、当社が必要とする資金調達が可能となり、結果として資本が増強されることが期待できること並びに本新株予約権の行使価額は、下限値と上限値が設定されているため、本新株予約権の行使が行われた場合における既存株主への希薄化の影響に配慮した設計になっていること

本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

<デメリットとなる要素>

本新株予約権の発行の他、平成22年10月4日開催の取締役会において、当社の短期借入金の返済原資確保を目的とした第3回無担保転換社債型新株予約権付社債、設備投資を目的とした第4回無担保転換社債型新株予約権付社債、及び長期借入金の返済原資の確保を目的とした第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（第3回、第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債を以下、当該社債という。）の発行を決議しております。

新株予約権（本新株予約権及び当該社債に付された新株予約権）の行使が進んだ場合、6,714,228株（本新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ当該社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合）の新株式が交付されるため（本新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため）、既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使請求期間は平成22年10月25日から平成24年10月25日までの2年程度と長期間ではないため、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

既存の株主様には本新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様利益が高まるものと認識しております。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、次の要領で、行使価額及び対象株式数が6ヶ月超の期間間隔で修正されます。

本新株予約権の行使価額70円は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。

平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に、行使価額が修正されます。

修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は行使価額70円の200%、下限行使価額は行使価額70円の50%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限行使価額方向の幅の方が広がっております。

行使価額を1個当たりの払込金額である金5,000,000円で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記のとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権1個当たりの払込金額は金5,000,000円と固定されており、行使総額100百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

取得条項（コールオプション）及び取得請求（プットオプション）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です（当社のコールオプション）。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者

に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。本新株予約権の買受契約において、上記とは別に、本新株予約権者と買取契約を締結のうえ、当該契約の定めるところに従い、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者のプットオプション)。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5取引日前までに事前通知を行い、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社が割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当契約(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

割当予定先は、発行価額の割り当てられた総額金1,135,700円(以下、「割当発行価額総額」という。)を、本新株予約権の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成22年10月21日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料(リフティングチャージ)等は当社が負担するものとする。また、当社が払込金受領後、事情の如何を問わず本新株予約権が割当日に割当予定先に割り当てられなかった場合、当社は割当発行価額総額の全額を速やかに割当予定先に返還するものとする。

当社は、割当日以降に割当予定先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間(以下、「行使停止期間」という。)を指定(以下、「停止指定」という。)することができる。停止指定を行うための手続きは、当社が、行使停止期間の初日及び末日並びに行使してはならない本新株予約権の個数を記載した通知書(以下、「停止指定通知書」という。)を、作成し、これに記名捺印したうえで、行使停止期間の初日から10「取引日(大阪証券取引所において発行会社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)前までに割当予定先に対し交付することを要する。なお、当社は、割当予定先に対し、書面で通知することにより、停止指定を取り消すことができる。かかる取消しは、割当予定先が当社から当該通知を受領したときに効力を生じるものとする。また、本規定にかかわらず、割当予定先は、行使請求期間の最終一ヶ月間(平成24年9月23日から平成24年10月22日までの間)、自己の裁量により本新株予約権を行使することができる。但し、上記期間が経過する前に全ての本新株予約権の行使が終了した場合には、本条に定める割当予定先の権利は、かかる終了の時をもって効力を失う。

先買権として当社は、本新株予約権の総数が20個以上存する限り、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しなければならない。

- ・当社は、割当予定先に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、割当予定先は当該本提案書の10取引日(大阪証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、割当予定先が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄 1. 新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとします。

本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとします。

7. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄 1. 新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

8. 本新株予約権の行使制限

当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使停止期間」という。）を指定することができます。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は割当日から平成24年9月25日までとします。

前号にかかわらず、当社が上記表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができます（なお、取引所が定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行います。）。

9. 本新株予約権の取得請求権

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄 1. 新株予約権の行使請求受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

10. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとします。

11. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとします。

12. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

13. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定している。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定めるとおりとする。

14. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) [新株予約権の内容等]」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
101,135,700	5,000,000	96,135,700

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(1,135,700円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(100,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
4. 発行諸費用の内訳は、当社から財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社(横浜市神奈川区白幡西町3番15-MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎)へのファイナンシャル・フィーとして260万円、有価証券届出書等開示資料作成報酬として40万円、弁護士報酬として20万円、価値算定報酬及び調査費用として110万円、その他諸費用として70万円であります。
5. 仮に上記金額の減少が生じた場合につきましては、納税資金や配当金等の季節性需要以外の運転資金として調達した短期借入金399百万円(平成22年9月30日現在)のうち返済期日が長い順で資金使途を減少させる予定です。

(2) 【手取金の使途】

a 資金使途

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
短期借入金の返済原資の一部としての費用	96百万円	平成22年10月～平成24年3月

(注) 上記、調達資金につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理する予定です。

資金使途の合理性に関する考え方

上記の差引手取り概算額96百万円の資金使途の内訳につきましては、以下のとおりです。

当社の短期借入金の返済原資の一部として96百万円を充当する予定です。

今回の本新株予約権の発行は、借入債務を軽減させるとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであり、資金使途は合理的であると判断しております。なお、短期借入金の返済原資の一部としての費用でありながら、支出予定時期が平成22年10月～平成24年3月の18か月としておりますのは、本新株予約権が1年内に行使が進まない場合においては、本新株予約権の行使期限である平成24年3月を返済期日として当該借入金の一部について借換えを行う予定としているためです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出に関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の発行の他、当社の短期借入金の返済原資の資金確保のため、平成22年10月4日開催の取締役会において、第3回及び第4回並びに第5回転換社債型新株予約権付社債（これらを以下、「本社債」という。）の発行を決議しております。調達資金の用途につきましては、短期借入金及び長期借入金の返済原資の一部並びに新規出店、既存店舗の改修費用に充当する予定です。なお、第三者割当による本社債の発行の内容は以下のとおりであります。

第三者割当による本社債の概要

第3回転換社債型新株予約権付社債

(1)	発行期日	平成22年10月21日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：5,000,000円（各本社債の金額100円につき100円）
(4)	当該発行による潜在株式数	転換価額（70円）における潜在株式数：2,857,120株 転換価額上限値（140円）における潜在株式数：1,428,560株 転換価額下限値（35円）における潜在株式数：5,714,280株
(5)	資金調達の額	200,000,000円（差引手取概算額：189,000,000円） （内訳）本社債の払込金額の総額 （各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数） ：200,000,000円
(6)	行使価額又は転換価額及びその修正条件	転換価額は当初、70円とする。平成23年5月2日（第1回修正日）、平成23年11月9日（第2回修正日）、平成24年5月16日（第3回修正日）をそれぞれ転換価額修正日とし、いずれの修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均に0.9を乗じた額（1円未満の端数は切り上げる）に転換価額を修正するものとし、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
(8)	割当先	Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：100,000,000円（20個） Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：100,000,000円（20個）
(9)	その他	譲渡制限条項あり

（注）「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

第4回転換社債型新株予約権付社債

(1)	発行期日	平成22年10月21日
(2)	新株予約権の総数	20個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：2,000,000円（各本社債の金額100円につき100円）
(4)	当該発行による潜在株式数	転換価額（70円）における潜在株式数571,420株 転換価額上限値（140円）における潜在株式数：285,700株 転換価額下限値（35円）における潜在株式数：1,142,840株
(5)	資金調達の額	40,000,000円（差引手取概算額：38,000,000円） （内訳）本社債の払込金額の総額 （各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数） ：40,000,000円

(6)	行使価額又は転換価額及びその修正条件	転換価額は当初、70円とする。平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)をそれぞれ転換価額修正日とし、いずれの修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均に0.9を乗じた額(1円未満の端数は切り上げる)に転換価額を修正するものとし、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
(8)	割当先	株式会社ジー・コミュニケーション: 40,000,000円(20個)
(9)	その他	譲渡制限条項あり

(注) 「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

第5回転換社債型新株予約権付社債

(1)	発行期日	平成22年10月21日
(2)	新株予約権の総数	26個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額: 5,000,000円(各本社債の金額100円につき100円)
(4)	当該発行による潜在株式数	転換価額(70円)における潜在株式数1,857,128株 転換価額上限値(140円)における潜在株式数: 928,564株 転換価額下限値(35円)における潜在株式数: 3,714,282株
(5)	資金調達額	130,000,000円(差引手取概算額: 123,000,000円) (内訳)本社債の払込金額の総額 (各本社債の金額に各本社債の総数を乗じた数) : 130,000,000円
(6)	行使価額又は転換価額及びその修正条件	転換価額は当初、70円とする。平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)、平成24年11月26日(第4回修正日)、平成25年6月3日(第5回修正日)、平成25年12月10日(第6回修正日)、平成26年6月17日(第7回修正日)をそれぞれ転換価額修正日とし、いずれの修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均に0.9を乗じた額(1円未満の端数は切り上げる)に転換価額を修正するものとし、転換価額修正日より適用するものとする。なお、転換価額の修正範囲はその上限を転換価額70円の200%までの140円とし、下限を転換価額70円の50%までの35円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
(8)	割当先	株式会社ジー・コミュニケーション: 130,000,000円(26個)
(9)	その他	譲渡制限条項あり

(注) 「転換価額」とは、本社債に付された新株予約権の行使により払込を要する当社普通株式1株当たりの額を意味します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Brillance Hedge Fund			
	所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。			
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社		
		所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号		
		代表者の役職	代表取締役 山村 清		
		事業内容	経営コンサルタント業		
		資本金	10,000,000円		
	出資額	1,000,000,000円			
	組成目的	純投資			
	主たる出資者及びその出資比率	<p>投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd.の代表取締役山田高広氏をはじめとする日本人を含む富裕層から出資されています。なお、投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役山田高広氏（15%）以外に10%以上の出資者はおらず、出資者の総数は15名です。</p> <p>出資者については、出資者全員から出資者、出資比率を開示する旨の承諾を得られていないことから開示ができず、投資一任勘定委託先は運用に関する権限はありますが、出資者に関する情報の開示権限は有しておらず開示することができません。</p>			
	業務執行組員等（投資一任勘定委託先）に関する事項	名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd.		
		本店の所在地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424		
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社	
			所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号	
代表者の役職			代表取締役 山村 清		
事業内容			経営コンサルタント業		
資本金			10,000,000円		
代表者の役職及び氏名		代表取締役 山田 高広			
資本金		21,500,000円（平成22年9月末現在）			
事業の内容		投資業			
主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%				

b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株 式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有 している当社の株 式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (本拠地：シンガポール) であります。

3. 割当予定先のファンドの組成日は平成21年3月1日であります。

a . 割当予定 先の概要	名称	Brillance Multi Strategy Fund		
	所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。		
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社	
		所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号	
		代表者の役職	代表取締役 山村 清	
		事業内容	経営コンサルタント業	
		資本金	10,000,000円	
	出資額	700,000,000円		
	組成目的	純投資		
	主たる出資者及びその出資比率	日本人を含む富裕層から出資されています。なお、10%以上の出資者はおらず、出資総数は17名です。 出資者については、出資者全員から出資者、出資比率を開示する旨の承諾を得られていないことから開示ができず、投資一任勘定委託先は運用に関する権限はありますが、出資者に関する情報の開示権限は有しておらず開示することができません。		
	業務執行組合員等（投資一任勘定委託先）に関する事項	名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd.	
		本店の所在地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社
所在地			東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号	
代表者の役職			代表取締役 山村 清	
事業内容			経営コンサルタント業	
資本金			10,000,000円	
代表者の役職及び氏名		代表取締役 山田 高広		
資本金		21,500,000円（平成22年9月末現在）		
事業の内容		投資業		
主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%			

b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株 式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有 している当社の株 式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.（本拠地：シンガポール）であります。
3. 割当予定先のファンドの組成日は平成22年5月1日であります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の資金需要を満たすことが財務体質の改善のために最重要事項と考え、主に 資金の調達が機動的に行われること、将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めること、 支配株主の異動が生じないことなどの観点を考慮した上、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただいたうえで、複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。

Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）

本ファンドは平成21年3月組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権の引受で実績があります。なお、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.が本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っているファンドであり、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは当社も含め日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brilliance Hedge Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりが無いとの確認を得ております。

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ & コンサルティング（東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介）の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）

本ファンドは平成22年5月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されており、また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本における実績もあることに加え、Brilliance Hedge Fundと同様Brilliance Capital Management Pte.Ltd.が本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っているファンドであり、過去の投資実績などから当該ファンドは信頼性及び実在性があると認識しております。なお、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

これらのことから割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brilliance Multi Strategy Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介）の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

財務アドバイザー会社の選定について

財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF 202号、代表取締役 岩谷俊一郎）の選定については、複数の選択肢の中から、当社にて事業内容や信用に関する調査等を行い、また、アドバイザーサービスの内容とかかる費用について検討いたしました。

その結果、当社にとって最適であると判断した財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15 - MF 202号、代表取締役 岩谷俊一郎）とアドバイザー契約を行っており、当該アドバイザー会社より、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを紹介いただきました。同財務アドバイザー会社からの説明及び提供資料に基づき確認したところ、同財務アドバイザー会社又は同財務アドバイザー会社役員と各割当先との間に人的又は資本上の関係はございませんでした。

d 割り当てようとする株式の数

Brilliance Hedge Fund 714,280株（10個）

Brilliance Multi Strategy Fund 714,280株（10個）

（注）割り当てようとする株式の数は、いずれも行使価額70円において権利行使された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使又は本社債に付された新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。なお、いずれも、本新株予約権及び本社債の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使及び本社債にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、銀行口座の残高確認書類を取得しております。また、本新株予約権及び本社債のいずれも発行について各割当先より発行日までに払い込むこととの確約をいただいております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当先におきましては、各割当先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当先が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社J P リサーチ & コンサルティング（東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野 啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、各割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ていることに加え、各割当先の投資一任勘定委託先の役員についても当該信用調査機関の結果から問題がない人物であると考えております。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited（3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam（林錦芳））に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

上記のとおり、割当先及び全ての出資者ならびに投資一任勘定委託先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額(1個あたり5,000,000円)は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元)に算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場の終値平均の90%としており、行使価額は平成23年5月2日(第1回修正日)、平成23年11月9日(第2回修正日)、平成24年5月16日(第3回修正日)をそれぞれ行使価額修正日とし、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値(気配値含む)単純平均90%となり、行使価額が修正される条件となっております。

また、本新株予約権の価値算定においては、行使価額の修正、取得条項、行使停止要請条項、譲渡制限条項、本新株予約権の行使による希薄化がシミュレーション(算定過程)で組込まれております。このような諸条件を価値算定に反映させる事が最も適当であるのがモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法であり、算定方法の選択は妥当であると考えます。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、資金調達を主要目的としたエクイティ・ファイナンスが達成される限度で公正な価額であると判断した発行価額を、本新株予約権の1個当たりの払込金額としていることから、発行価額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名全員、本新株予約権の発行条件にかかる発行価額及び払込金額は割当先に特に有利でないとの意見を述べております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

今回の第三者割当による新株予約権の行使価額による発行株式数は1,428,560株であり、平成22年10月1日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の2.45%(行使価額70円における潜在株式に係る議決権個数14,285個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の2.46%、行使価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数7,142個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の1.23%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数28,571個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の4.92%)に相当いたします。このような希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は資金調達とキャッシュ・フローの改善を主眼としたものであります。

なお、今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び本社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、株式の希薄化についてゆるやかにすることができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

このような考えのもと、平成22年10月4日開催の当社取締役会では、本新株予約権及び当該社債の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役3名全員(うち社外監査役2名)、本新株予約権及び当該社債に関し独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビルディング2階 代表取締役 能勢 元)が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む取締役会の判断に基づく本新株予約権及び本社債の発行については、その必要性及び相当性について適切であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ており、合理的なものであると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希薄化率は25%を超えるものではありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジー・コミュニ ケーション	名古屋市北区黒川本通 5-12-3	31,973,654	55.02%	34,402,202	53.05%
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	2,142,840	3.30%
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	2,142,840	3.30%
ジー・テスト取引先持 株会	仙台市若林区大和町 5-33-18	1,290,800	2.22%	1,290,800	1.99%
江川 春延	仙台市青葉区	718,000	1.24%	718,000	1.11%
株式会社生活考房	名古屋市昭和区隼人町 3-4	560,746	0.96%	560,746	0.86%
江川 進興	仙台市宮城野区	453,900	0.78%	453,900	0.70%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	452,300	0.78%	452,300	0.70%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1-11-1	334,020	0.57%	334,020	0.52%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央3-3-20	324,000	0.56%	324,000	0.50%
東 金次	仙台市青葉区	219,100	0.38%	219,100	0.34%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	164,900	0.28%	164,900	0.25%
計	-	36,491,420	62.79%	43,205,648	66.63%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成22年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として、平成22年7月1日付における当社の兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社との合併による新株式発行の内容を加味して記載しております。
2. 直近日現在(平成22年7月1日)の発行済株式総数は58,224,201株であり、自己株式は523株であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
4. 今回発行される本社債に付された新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。本社債に付された行使期間は平成22年10月25日から平成26年10月20日までとなっております。
5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が行使価額70円で全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年7月1日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
6. 今回発行される本新株予約権が全て行使(下限行使及び転換価額)された場合における数値(割当後の所有株式数及び割当後の議決権数に対する所有議決権数の割合)は以下のとおりとなります。なお、今回の割当先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年7月1日より保有株式数に変更のないとの前提で計算したものであり、上記1~3の記載内容を加味して記載しております。

<ご参考>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジー・コミュニ ケーション	名古屋市北区黒川本通 5-12-3	31,973,654	55.02%	36,830,776	51.67%
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	4,285,710	6.01%
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	4,285,710	6.01%
ジー・テスト取引先持 株会	仙台市若林区大和町 5-33-18	1,290,800	2.22%	1,290,800	1.81%
江川 春延	仙台市青葉区	718,000	1.24%	718,000	1.01%
株式会社生活考房	名古屋市昭和区隼人町 3-4	560,746	0.96%	560,746	0.79%
江川 進興	仙台市宮城野区	453,900	0.78%	453,900	0.64%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	452,300	0.78%	452,300	0.63%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1-11-1	334,020	0.57%	334,020	0.47%
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央3-3-20	324,000	0.56%	324,000	0.45%
東 金次	仙台市青葉区	219,100	0.38%	219,100	0.31%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	164,900	0.28%	164,900	0.23%
計	-	36,491,420	62.79%	49,919,962	70.03%

6【大規模な第三者割当の必要性】

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び本社債発行(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希釈化率は25%未満となります。

今回の第三者割当の希釈化率は25%を超えるものではなく大規模な第三者割当増資に該当しませんが、既存株主への希薄化に係る影響などを鑑みて第三者割当による新株予約権発行、本社債発行のそれぞれにおける必要性和相当性について、経営者から一定程度独立した大阪証券取引所の定める企業行動規範における第三者による委員会を設置し、その意見を当該委員会(以下、「第三者委員会」という。)に求めることといたしました。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、白石篤司法律事務所の弁護士である北村克己氏、税理士・公認会計士藤田隆大事務所の公認会計士である藤田隆大氏、当社社外監査役である小松正美氏の3名により構成されております。

上記理由に伴って、第三者委員会から今回の第三者割当の必要性和相当性が認められるとの意見を入手しており、今回の第三者割当増資にかかる資金調達の検討の経緯、当社の株主に及ぼす影響、株主にとって有利又は不利である点などの内容の詳細については以下のとおりです。

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の第三者割当による新株予約権発行(当該新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると11.53%の株式増加となります。また、それぞれの行使価額(または転換価額)が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合における規模は、発行前の当社の発行済株式総数58,224,201株と比較すると23.06%の株式増加となり、いずれも希釈化率は25%を超えるものではありませんので大規模な第三者割当には該当いたしません。当該第三者割当増資を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存株主への影響についても取締役会の判断は以下のとおりであります。

当該第三者割当を行うこととした理由

当社を取り巻くビジネス環境は、昨今の景気の低迷から依然として厳しい状況が続いております。

このような中、当社は新規出店を抑制する一方、不振店の業態見直しや老朽化した店舗のリニューアル、メニューの見直し、コストの削減などに積極的に取り組んでまいりました。

また、平成21年8月1日に株式会社グローバルアクトを吸収合併したことにより平成22年3月期末の店舗数が269店(平成21年3月末から88店舗増加)となったことに加え、本社機能統合による間接コストの低減化を図りながら営業基盤の拡大を図ってまいりました。

しかしながら、個人消費の低迷や新型インフルエンザの流行などから来店客数が減少し、売上高は合併効果により増収となったものの、コストの増加がそれを上回るなど、状況が改善するまでには至りませんでした。このため、平成22年3月期に引き続き、グランドメニューの見直しや、期間を限定した「フェア」の定期的開催など、お客様満足度の向上を主眼として、継続的にその打開策を模索してまいりました。

打開策の一環として、売上に対する管理コストの削減、商品開発上の効率性及び営業エリアの効率化など事業上のシナジー効果を目的に、平成22年5月27日にフードインクルーヴ株式会社を吸収合併することを決議し、平成22年7月1日に吸収合併したことに伴い、事業の効率化が進んだものの、景気悪化に伴う個人消費の落ち込みの影響などから依然として業績は厳しい状況が続いており、財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

営業キャッシュ・フローが引き続き改善されなかった場合、当社が有する借入債務及び借入債務の金利負担などの返済にも影響があり、財務体質の悪化を招く恐れがあるとともに、手元資金の減少により今後の景気反転に伴う積極的な事業展開ができなくなる可能性が高くなると考えました。特に納税資金や配当金等の季節性需要以外の運転資金として調達した短期借入金399百万円(平成22年9月30日現在)については、目先の財務体質を脆弱にしている一因と捉えております。当該負債の返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討しましたが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債(1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む)残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから当該負債の返済期間の緩速化は、その一部は改善することが期待できるものの、将来的な観点から根本的な課題解決にならないと判断しました。また、当該問題の解決策の一つとして営業キャッシュ・フローの増加が考えられますが、同時に設備投資が必要となります。以上の理由より、今回の第三者割当による増資を行うことといたしました。

当該第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の第三者割当による新株予約権発行(本新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%(議決権比率では11.55%)となり、本新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%(議決権比率では11.55%)発生いたします。また、本新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%(議決権比率では23.11%)となり、本新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が23.06%(議決権比率では23.11%)発生いたします。以上より大規模な第三者割当には該当いたしません。結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなり、この点においては既存株主には一定程度のデメリットがあると考えております。

しかしながら、今回の資金調達には、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。

このような考えのもと、平成22年10月4日開催の当社取締役会では、本新株予約権及び当該社債の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議いたしました。

なお、今回の第三者割当増資を判断するに至った経緯は以下の通りです。

本件資金調達に至った経緯の概要(時系列)

平成22年7月1日のフード インクルーヴ株式会社との合併後、当社の財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善を目的とした第三者割当増資(普通株式)資金調達を、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションに相談することにいたしました。

親会社においても資金繰りは厳しい状況であり、割当については、当初難色を示されました。したがって、7月12日ごろより取引先等、当社と業務上シナジー効果が見込まれると思われる取引先や、近いフランチャイズのオーナー等、長期保有頂けると考えられる先、数か所に対し第三者割当増資による普通株式の割当の検討を開始いたしました。

7月30日までに数社と具体的に交渉いたしました。日本振興銀行の破綻懸念等を悪材料視する向きが多く、結局は成約に至りませんでした。

しかしながら、当社の資金繰りおよび足元の業績を考えると間接金融による調達が主ではありますが、直接金融により資本を強化する必要性や現状の景況感が持続した場合、近い将来において資金繰りに苦慮する可能性が高いことから、ある程度割当候補先を広げることいたしました。その際、選定の基準として、ア) . 暴力団等反社会勢力と関係している事実がないこと。イ) . 支配株主の変更がないこと。ウ) . 法令順守の意識を高く持っていること。エ) . ファンド等は出資者が反社会勢力との関わりがない旨、確認ができること。などを考慮することいたしました。平成22年8月上旬頃に当社が、営業を受けた財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社を通じてBrilliance Capital Management Pte. Ltdへエクイティ・ファイナンスについて相談すると同時に当社の事業戦略・資金需要の必要性・時期などの現状を説明いたしました。(ワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社を通すことはBrilliance Capital Management Pte. Ltdからの指示)

平成22年9月上旬頃にワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社が、当社にBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを引受先とする新株予約権及び社債(新株予約権付社債)の発行によるエクイティ・ファイナンスの提案を行いました。

上記を受けて、改めて親会社である株式会社ジー・コミュニケーションに対し議決権比率維持及び資金調達の依頼をいたしました。(Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundとほぼ同内容の手法)

ワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社からの提案内容及び株式会社ジー・コミュニケーションとの協議結果を踏まえ、資金調達の諸条件を総合的に勘案し、Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund及び親会社である株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする新株予約権及び当該社債(新株予約権付社債)の発行によるエクイティ・ファイナンスが当社にとって現実的な手法の中では最良と判断し、その選択をいたしました。

現在及び将来における発行済株式総数の増加が当社の株主に及ぼす影響

今回の第三者割当による新株予約権発行(本新株予約権が行使価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、本新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が11.53%発生いたします。また、本新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合)及び当該社債(当該社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合)の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、本新株予約権及び当該社債による株式の希薄化が23.06%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

しかしながら、今回の資金調達には、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものがあります。また、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化について緩やかにすることができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能であり、機動的且つ弾力的に資金調達することができるため、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

第三者割当による本新株予約権及び当該社債に付された新株予約権の行使に伴う当社株式の希薄化と、当社借入債務の軽減及び事業基盤の安定化は短期的には相容れないものでありますが、当社は、第三者割当増資を検討する際に、当社株式の希薄化と当社の財務状況改善及び事業基盤安定化の最適なバランスを考慮するとともに、株式希薄化に対する第三者委員会の意見を参考にしながら、第三者割当による本新株予約権及び当該社債の諸条件を決定いたしました。第三者割当による本新株予約権及び当該社債の発行による資金調達が実施されない場合は、借入債務が軽減されず、事業収益の一部を借入債務の返済に充当せざるを得ず、当社の成長や企業価値向上の阻害になる可能性があります。一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、第三者割当による本新株予約権及び当該社債の発行は、当社の成長及び企業価値向上に資するものと考え、今回の第三者割当を決定いたしました。つきましては、今回の第三者割当による希薄化は妥当な規模であると考えております。

よって、今回の第三者割当において調達した資金を借入債務の返済及び新規出店費用・既存店舗の改修費用などに充当することにより、当社の財務状況の改善及び事業基盤の安定化が図る事ができ、当社の成長及び企業価値の向上に資するものでありますので、中長期的には株主の皆様への当社に対するご期待に沿える事ができるものと考えております。

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討いたしました。当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとし、第三者割当増資による普通株式の募集を検討いたしました。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、新株予約権と転換社債型新株予約権付社債普通株式を募集する方法が当社の必要としている資金の調達が可能であったこと、また、普通株式の募集については、発行時に一度に希薄化が生じることとなり、一方で転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集については、発行時における希薄化は無く、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、既存株主の利益に一定の配慮できるため、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行が調達可能金額の面において最も良い手法と判断いたしました。

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、権利行使による資本増加が見込まれる手法でありながら、一般に権利行使にあたっては、市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。また、本新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債は行使価額及び転換価額を6ヶ月超の間隔で修正されることに伴い、結果的に権利行使が進むことにより資本が増強されることを考えました。なお、新株予約権の行使価額及び転換社債型新株予約権付社債の転換価額はいずれも下限及び上限が予め設定されているため既存株主に配慮した設計となっております。

なお、当社が重視した要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化すると共に業績向上の足がかりとなること

新株予約権について、行使価額が6ヶ月超の期間間隔で修正されるため、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が準準的に行われやすく、当社が必要とする資金の調達が可能と期待できること

新株予約権(本新株予約権及び本社債に付された新株予約権)の行使について当社株価の低迷などの要因によって資金調達できない不安定要素が伴うものの、行使価額(または転換価額)が6ヶ月超の期間間隔で行使価額(または転換価額)が修正されることから、一定程度の行使(または社債の転換)が進む設計になっていることから財務体質の改善が見込まれること

<デメリットとなる要素>

新株予約権(本新株予約権及び当該社債に付された新株予約権)の行使が進んだ場合、6,714,228株(本新株予約権の全てが行使価額70円で行使され、かつ当該社債に付された新株予約権の全てが転換価額70円で転換された場合)の新株式が交付されるため(本新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合及び当該社債に付された新株予約権が下限行使価額にて全て行使された場合においては、13,428,542株の新株式が交付されるため)、既存株式が最大で23.06%の希薄化が生じること

今回の第三者割当増資により、既存の株主様には本新株予約権の行使または当該社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当は、当該新株予約権、当該新株予約権付社債のそれぞれの行使価額（または転換価額）が下限値（下限いっぱい）まで下落した場合における希釈化率は25%を超えませんが、大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第2条に定める独立第三者からの意見入手を行いました。

経営者から一定程度独立した大阪証券取引所の定める企業行動規範における第三者による委員会を設置し、平成22年10月4日に希釈化率、発行価格、割当先の選定、資金使途（当社が発行する新株予約権及び新株予約権付社債の公正価値の合理性を含め）、資金調達の方法などを総合的に勘案し、当該割当の必要性和相当性が認められるとの意見を当該委員会より入手しております。

なお、第三者委員会は専門知識、見識、経験、経営者からの一定程度の独立性を考慮し、白石篤司法律事務所の弁護士である北村克己氏、税理士・公認会計士藤田隆大事務所の公認会計士である藤田隆大氏、当社社外監査役である小松正美氏の3名により構成されています。

また、当該ファイナンスは、希釈化率が仮に行使価額の下限ですべての行使が行われた場合においても25%を超えませんが、希釈化が20%を超えることから、独立した第三者からの意見書を入手することといたしました。

なお、第三者委員である北村克己氏、藤田隆大氏のそれぞれの独立性の程度について、過去に当社又は当社子会社の取締役、会計参与、もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないため、一定の独立性があるものと認識しております。

第三者委員会は、以下の5つの要素を基本とした検討の上、平成22年10月4日に提出された調査報告書において、本件第三者割当における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、当社にとって本資金調達は必要且つ相当である旨が記載されております。

本新株予約権及び本社債の発行に伴って、既存株式の希薄化が生じること

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundについては、の理由により本新株予約権及び本社債に付された新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式について、市場動向を勘案しながら売却する方針であること

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundについては、経営権の獲得や支配株主となる意思がないことから現在の親会社との良好な関係が継続維持可能であること

今回の資金調達により、金融機関からの借入債務の軽減と返済期間の緩速化を図れること

当社の今回の資金調達額の必要性及び第三者割当での新株予約権及び新株予約権付社債発行の相当性

当社の監査役は、星晴夫氏、小松正美氏（社外）及び佐藤加代子氏（社外）の3名から構成されており、当該監査役は、第三者割当増資による資金調達について、当社の財務構造の改善及び営業基盤の強化を実現させるために必要不可欠なものであり、本新株予約権及び本社債に付された新株予約権が一度に行使され普通株式が発行される場合には株式の希薄化が一気に生じてしまうこと、現在の親会社との良好な関係維持を続けたいこと、複数の引受人を探すとしても時間的な余裕がないこと、借入債務の軽減と返済期間の緩和速化を図りたいこと、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していることなど、本件第三者割当にかかる希薄化率、発行価額、割当先の選定、資金使途（発行価額や行使価額の相当性を含め）などの必要性及び他の資金調達との比較における相当性の観点から妥当であるとの意見を平成22年10月4日に表明しております。

第三者委員会からの調査報告書の以下の意見を尊重した上で、当社監査役3名全員からの意見も勘案し、当社取締役会は今回の資金調達が適正であると判断し、当社は本件第三者割当を決議することといたしました。

<当社が尊重した第三者委員会からの調査報告書の意見>

(1) 有利発行に該当しないことについて

ア 新株予約権について

本件割当による新株予約権の発行価額については、公正なオプション価額、即ち、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権（1個あたり）の発行時点における価額が金56,785円であるところ、本件割当による新株予約権（1個あたり）の発行価額は、金56,785円であり、公正なオプション価額を大きく下回るものではないことから、会社法第238条3項の「特に有利

な金額」での新株予約権の発行にはあたらなと認められる¹。

尚、本件の新株予約権には、発行会社の任意取得条項（コールオプション）が付加されているところ、当該任意取得条項の存在を考慮することにより、当該任意取得条項が存在しない場合に比して、算出される公正なオプション価額がより低いものとなっていることは否定できない。しかしながら、一般的に、任意取得条項の存在により公正なオプション価額を低く修正すること自体は、認められている。

もっとも、修正には合理的な理由が必要であり、修正が不合理である場合には、公正なオプション価額が高くなり、有利発行に該当する場合もある。

この点に関して、裁判例では、二項モデルを採用した事案につき、発行会社の取得条項がついていることを理由として、払込金額を低くするという修正が行われた件で、かかる修正が不合理であり、有利発行に該当するとの判断がなされている（サンテレホン事件、東京地裁平成18年6月30日決定）²。

尚、ブラックショールズモデルを採用した事案において、新株予約権発行による希薄化を原資産価値の評価について考慮したり、任意消却条項が存在するという理由で権利行使期間を極めて短期間に設定したことが恣意的な算定であるとして、有利発行に該当するとの判断がなされている（TRNコーポレーション事件、東京地裁平成18年1月17日決定）³。

他方、モンテカルロ・シミュレーションを採用した事案において、発行会社における繰上償還に必要なコストが残存社債を株式に転換して市場売却したときのキャッシュフローより小さい場合には発行会社は早期償還条項を発動することを前提条件として評価をおこなったが、裁判所は、かかる前提条件を不合理とは判断しなかった（オートボックスセブン事件、東京地裁平成19年11月12日決定）。

このような結論の差異は、主として、不合理でない行使条件を設定しているか否かという点に依拠するものと考えられる。本件では、取得条項が行使される条件として、株価が行使価格と代替資金調達コストの合計額を超える場合に任意取得条項もしくは行使制限条項が行使されるという条件を設定している。本件の新株予約権及び転換社債発行の目的が借入れに代わる資金調達であることに鑑みれば、かかる条件は、発行会社として一応合理的な対応ということができ、かかる条件の設定が公正なオプション価額を低下させるための恣意的なものとは認められない。

イ 転換社債型新株予約権付社債について

一般に、転換社債型新株予約権付社債の発行が有利発行に該当するか否かの判断の前提として、転換社債の評価を行うにあたり、評価方式としては一体評価方式と分離評価方式の2種類が存在する。

一体評価方式とは、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分と社債部分を一体として評価する方式であり、転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の分離行使が不可能であり、新株予約権が行使された場合社債は消滅することから、新株予約権と社債を一体として評価すべきとする。以前の一体評価方式は、具体的な評価にあたり、発行当時の行使価額の水準、将来の行使条件の修正条件、社債の年限・利率、普通社債との利率の格差、行使可能期間等の要素を総合的に考慮するものとされていたが、これでは公正な評価方法とは言い難い面があったが、現在では、オプション評価モデルについての理解が浸透したことを受けて、二項モデル等のオプション評価モデルを用いることにより、精緻な評価が可能となったといえる。もっとも、二項モデルを用いる場合、転換権（新株予約権）の行使や発行会社の繰上償還の可能性を考慮するために、一定のシナリオを設定する必要があり、恣意的な設定がなされるおそれに留意する必要がある。

他方、分離評価方式とは、転換社債の新株予約権部分の価値と社債部分の価値を各別に評価する方式である。上記のとおり、オプション評価モデルが普及したとはいえ、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分と社債部分を一体として評価することは、複雑であり、時間を要する。そこで、より簡便な評価方法として、分離評価方式が用いられている。

分離評価方式を採用する場合、転換社債が有利発行に該当するか否かは、「『転換社債の金利コスト』と『同一会社が同一条件の普通社債を発行した場合の金利コスト』の差額の割引現在価値」と「新株予約権部分の評価額」との比較によって判断すべきという見解が有力である⁴。

裁判例においても、上記のオートボックスセブン事件（東京地裁平成19年11月12日決定）では、分離評価方式が採用されて、以下のとおり上記の有力な見解と同様の基準が判示された。

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の「実質的な対価」は、特段の事情のない限り、当該転換社債について定められた利率とその会社が普通社債を発行する場合に必要とされる利率との差に相当する経済的価値である

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の「公正な価値」は、オプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額である

「実質的な対価」（上記）が「公正な価値」（上記）を大きく下回るときは有利発行に該当する
そこで、本社債についても、それぞれの新株予約権部分の「実質的な対価」と「公正な価値」を比較検討した結

果、いずれも公正な価値は実質的な対価を大きく下回るものとは認められない。
従って、本社債の発行は、いずれも有利発行には該当しない。

なお、本社債は、貴社の株価を一定程度ディスカウントした価額を転換価額とすることを前提としているが、この点につき、一般に転換社債型新株予約権付社債の発行は、発行会社にとって段階的に第三者割当増資をおこなっているのと同視できることから、第三者割当増資における有利発行の議論が当てはまるとされている。第三者割当増資の場合、日本証券業協会の自主ルール⁵に従い、発行価額が定められる限り、裁判所の差し止めの対象とはならないという基準が確立されたと一般に理解されている。

この自主ルールによると、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。但し、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とのことである。

そこで、本社債についても、転換価額が上記の自主ルールに準じて定められる限り、有利発行には該当しないと史料される。

本社債は、いずれも当初転換価額が発行決議日の前日の終値の90%とされており、その後6カ月超の期間間隔で定められる各転換価額修正日において、当該修正日に先立つ5取引日の当社普通株式の普通取引の終値（気配値含む）単純平均90%に転換価額が修正されることとされているが、かかる転換価額の決定方法は、上記の自主ルールに準拠したものであり、特段恣意性は見られないことから、有利発行には該当しないと考えられる。

尚、本社債は、新株予約権の発行価額を無償としているが、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権部分の発行価額が無償であっても、かかる一事情のみをもって転換社債型新株予約権付社債が有利発行と判断されることにはならない。

- 1 裁判例においては、「特に有利な金額」による新株予約権の発行とは、公正な払込金額よりも特に低い価額による発行をいうところ、新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（「公正なオプション価額」）をいうと解されるから、取締役会において決定された払込金額が公正なオプション価額を大きく下回るときは、原則として、新株予約権の有利発行に該当するとされている（東京地裁平成17年3月11日決定、東京地裁平成18年6月30日）。
- 2 本決定は、取得条項が行使されない場合の公正なオプション価値の最安値を154万4,730円とする計算を採用し、新株予約権の払込金額を9万1,000円まで引き下げる合理的な理由を直ちに見いだすことは困難と判示している。
- 3 本決定は、新株発行や新株予約権の発行による希薄化を考慮して原資産価値を評価したことについて、希薄化を当然に考慮することの相当性に疑問が残るとしている。また、本決定は、任意消却特約の存在を考慮して、権利行使期間を1日としたことについて（発行要項では約1年10か月とされている。）、不合理な前提であると判示している。
- 4 転換社債型新株予約権付社債の発行が有利発行に該当するか否かは、「新株予約権部分の評価」プラス「社債部分の評価」と「転換社債型新株予約権付社債の発行価額」との比較によって判断すべきとの考えもある。
- 5 日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成15年3月11日）

(2) 本件割当の必要性について

ア 結論

当委員会は、以下の理由から、当社には、本件割当により資金調達を行う必要性があると判断する。

イ 理由

(a) 第2回新株予約権

短期借入金で調達した運転資金399百万円が当社の財務体質の脆弱さの一因であるため、返済期間の緩速化を目的とした借換え等、課題の解決策を検討したが、平成22年9月30日現在の長期借入金及び社債（1年内長期借入金及び1年内償還社債を含む）残高4,000百万円の加重平均返済期間は2.7年であり、1年当たりの返済額が1,468百万円と前事業年度の営業キャッシュ・フロー466百万円を大幅に超過していることから返済期間の緩速化は、根本的な課題解決にならない。そこで、当該短期借入金の一部を圧縮する目的として第2回新株予約権を発行することとしたものであり、当該新株予約権の行使により調達する手取り概算額の96百万円が当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当される予定であって、調達資金の用途は具体的かつ明確なものであり、資金調達の必要性は認められる。

(b) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

上記の新株予約権が行使されない場合、短期借入金の返済という目的が達成できないリスクがある。そこで、新株予約権が行使されない場合においても短期借入金の返済を緩速化することにより、財務体質を一定程度改善できる手段として、転換社債型新株予約権付社債を発行することとしたものである。無論、当該社債に付された新株予約権が行使された場合、これにより調達する手取り概算額の189百万円は当該短期借入金の返済及び利息の支払いの一部に充当することになり、当社の財務体質改善において極めて有効であり、第2回新株予約権と同様、調達資金の用途は具体的かつ明確なものであり、資金調達の必要性は認められる。

(c) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

景況感の先行き不透明感による個人消費の低迷が、当事業年度も継続することを前提とし当事業年度については積極的な出店には行わない方針であるものの、一方において営業キャッシュ・フローの改善が進まない可能性があるため、改装、業態転換、居抜き物件を活用した新規出店など低額の投資は継続して実施する必要がある。当該投資は、3年程度の回収を別途として投資判断を行っており、長期借入金の返済が営業キャッシュ・フローを大幅に超過している状況下での長期借入金による当該投資資金の調達に伴う負債の増加は将来的に大きな課題となる可能性が高いことから、当該投資資金の調達においては、新株予約権付社債発行により調達することとし一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなり、将来の金融機関からの借入れも容易になるため、調達資金の用途は明確ということができ、資金調達の必要性は認められる。

(d) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

上記のとおり、長期借入金の年間返済額が営業キャッシュ・フローを大幅に超過していることが中長期的な財務上の課題と考えられる。したがって現在、主力取引銀行等から新たに長期借入金を調達することにより加重平均した平均返済期間の長期化に取り組んでいる。しかしながら景況感の反転時には、いち早く積極的な投資を行うことが企業価値の向上、既存株主様の持ち分価値向上に資すると認識しており、そのために長期有利子負債の早期圧縮が機動的な経営を行うために重要課題と認識している。当該負債のうち長期借入金の圧縮を目的とした第5回無担保転換社債型新株予約権付社債は当該課題解決に最良の方法と判断した。当該社債に付された新株予約権の行使により調達する手取り概算額の123百万円については長期借入金の返済原資に充当する。新株予約権付社債発行により調達することとし一時的に負債が増加するものの、社債に付された新株予約権の行使が進めば、増加した自己資本を返済原資とすることにより、負債が軽減されるとともに自己資本を強化されることとなり、将来の金融機関からの借入れも容易になる。また、当該社債に付された新株予約権が行使されなかった場合においても第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を4年としているため、有利子負債の返済期間の緩速化は返済負担の軽減化につながり景況感の反転時に積極投資を可能とする一因になると考え、当該目的を一定程度達成できると考えられる。よって、調達資金の用途は明確ということができ、資金調達の必要性は認められる。

(e) 結語

以上から、当社が本件割当により資金調達を行う必要性が具体的かつ明確に認められ、かつこれを覆すに足る特段の事情が見当たらないことから、上記の結論に達した次第である。

(3) 本件割当の相当性について

ア 結論

当委員会は、以下の理由から、本件割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債発行の方法及び条件はいずれも相当性があると判断する。

イ 理由

(a) 目的及び方法の相当性

本件割当の目的

本件割当は、借入債務を軽減させるとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、かかる目的は正当である。仮に本件割当による資金調達が不可能となった場合、短期借入金の返済等の資金繰りに関する短期的な財務リスク、設備投資が実行できないことによる営業キャッシュフローが改善しないリスク、長期借入金の返済、緩速化が行えないことによる長期的な財務リスクが顕在化することになる。他方、本件割当は、また、エクイティ・ファイナンスによる資金調達により、金融機関の信用を高めて将来のデット・ファイナンスを容易にするという効果も期待できる。従って、本件割当の目的は相当というべきである。

割当先の選択の相当性

割当先のBrilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチストラテジー・ファンド）は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、実在性があると共に、いずれも投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高い上、いずれもファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能である。割当先のBrilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチストラテジー・ファンド）は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている先であり、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できる。当社が依頼した第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア20F 代表取締役 古野啓介）の調査結果から

も割当先のBrilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)が反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められていない上、その出資者についても反社会勢力とのつながりは認められていない。

他方、割当先の株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であり、同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認している。本件割当は、ジー・コミュニケーションのみに割り当てることを予定していたものではなく、当社とは完全に独立した財務アドバイザー会社のアドバイザーサービスにより、割当先として選択したものであって、株式会社ジー・コミュニケーションを不当に利する目的は窺えない。

新株予約権発行と転換社債型新株予約権付社債発行の併用

本件割当においては、本新株予約権の発行によるデメリット(即時に資金調達目的を果たせないこと)を本社債の発行によって補完されており、且つ本社債のみを発行した場合のデメリット(一時的な負債の増大)が本新株予約権の発行によって補完されており、かかる併用には十分な合理性が認められる。

他の資金調達手段との比較

資金調達を検討するにあたり、コミットメントラインを含め金融機関からの借入調達について検討したが、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は、当社の認識する財務上の課題の抜本的な解決策ではないことから、直接金融による資金調達を模索することとしたものである。また、一般投資家を対象とした公募増資も検討したものの、幹事証券会社より当社株式の出来高が少ないことなどから引受ができない旨、回答があったため、第三者割当増資による普通株式の募集を検討した。

しかしながら、割当候補先との交渉を行い、調達目的ごとにそれぞれ普通株式、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の手法別に調達可能額を検討した結果、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行が調達可能金額の側面において最も良い手法と判断するに至り、当該方法を選択したものである。なお、行使価額(または転換価額)が発行決議日の前営業日の終値の90%とした点、6か月超の期間間隔で行使価額(または転換価額)を修正する行使価額(または転換価額)修正条項を設けた点については、当該条件がそれぞれ割当先と交渉した結果割当先より提示を受けた条件であり、当社において当該条件のもとに資金調達を行うことについて検討した結果、当該条件によれば当社の希望する額の調達が可能なことから、資金調達の重要性に鑑み、当該条件を了承したものである。

以上のような経緯に鑑みれば、本新株予約権、及び本社債の発行は、割当先との交渉、協議の結果、当社が希望する資金額を調達するためにやむを得ない選択であり、他に有効な代替手段が想定されない上、後述のとおり希薄化は、当社の株価が平成22年10月1日現在の株価の50%以下まで下落したとしても、最大23.06%にとどまるものであり、本新株予約権、及び本社債の発行という当社の選択には、他の資金調達手段との比較において、不合理な点は認められない。

小括

以上の諸事情に鑑みれば、本件割当による本新株予約権及び本社債の発行の目的及び方法はいずれも相当であって、かかる相当性についての判断を覆すに足る理由は見出しがたい。

(b) 発行規模及びそれに伴う希薄化の妥当性

今回の第三者割当による新株予約権の行使価額による発行株式数1,428,560株であり、平成22年10月4日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の2.45%(行使価額70円における潜在株式に係る議決権個数14,285個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の2.46%、行使価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数7,142個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の1.23%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数28,571個については、平成22年10月1日現在の当社議決権個数581,172個の4.92%)に相当する。

今回の第三者割当による本社債に付された新株予約権の転換価額による発行株式数は5,285,668株であり、平成22年10月4日現在の当社発行済株式総数58,224,201株の9.07%(転換価額70円における潜在株式に係る議決権個数52,856個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の9.09%、転換価額上限値の140円における潜在株式に係る議決権個数26,428個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の4.55%、行使価額下限値の35円における潜在株式に係る議決権個数105,714個については、平成22年10月4日現在の当社議決権個数581,172個の18.19%)に相当する。

従って、本件割当の規模(新株予約権が行使価額にて全て行使がなされ、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が転換価額にて全て転換がなされた場合)は、当社の発行済株式総数58,224,201株の11.53%となり、本件割当による株式の希薄化が11.53%発生する。また、新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされ、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が転換下限価額にて全て転換がなされた場合の規模は、当社の発行済株式総数58,224,201株の23.06%となり、本新株予約権及び本社債による株式の希薄化が

23.06%発生する。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなる。その結果として、既存株主にとって、株価の下落、及び支配比率の低下といった不利益を被る恐れがある。しかしながら、当委員会は、以下の理由により、本件割当の発行規模、及びそれに伴う希薄化は、いずれも妥当であると判断する。

発行規模及び希薄化の程度

当社の株価に変動がない場合、仮に本件割当の割当先がいずれも本件の新株予約権、及び本件の転換社債に付された新株予約権の全てを行使したとしても、その希薄化率は、11.53%であり、著しい希薄化を招くものではない。当社の株価が平成22年10月1日現在の株価の50%以下まで下落し、且つそのような状況下において本件の新株予約権、及び本件の転換社債の新株予約権が全て行使されたという極限的な仮定の下でも、希薄化率は23.06%にとどまるのであり、この23.06%という数字は、仮定の上に仮定を重ねた結果の希薄化率としては、決して高いものとはいえないと思料される。

尚、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達の場合、普通株式の募集に比べて、発行時に一度に希薄化が生じることはなく、いずれも段階的に権利が行使されることに伴って、株式の希薄化インパクトが分散され、株式の希薄化を緩速化することができることに加え、事業の進捗状況、他の有利な資金調達手段も検討する時間的な余裕を持つことも可能である。かかる事情を考慮すれば一層、希薄化の規模は限定的といえることができる。

既存株主の不利益防止措置及び企業価値の向上

本新株予約権には、行使停止要請条項が設けられており、割当先のまとまった権利行使による急激な希薄化を防止することが可能であり、既存株主に及ぶ不利益防止のための具体的措置が講じられている。

なお、割当先のうちBrilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundの目的は、純投資目的であり、経営権支配の目的がなく、その旨を確認済みであることから、割当先の選定において既存株主の会社支配に対する影響を極力防止し、既存株主に不利益が及ばないように配慮がなされているといえる。

新株予約権の行使価額（または社債に付された新株予約権の転換価額）は、いずれも下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることに加え、下限値と上限値が設定されているため、新株予約権の行使もしくは社債の転換が行われた場合における既存株主への希薄化の影響に配慮した設計になっている。

他方、本件割当による資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであり、既存株主の持ち分価値の増大に結び付くものであることは明らかである。

小括

本件割当により既存株主には本新株予約権の行使または本社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じるが、以上のようなメリットに鑑みると、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、既存株主の利益となるものである。

(c) 支配株主に対する割当の合理性

第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の支配株主であることから、支配株主に対する割当の合理性も問題となる。

この点、割当の目的は、上記のとおり当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであって、具体的な必要性和合理性のある使途のための資金調達であり、当社の経営陣支配権の維持を目的とするものではなく、買収防衛策として機能するものでもない。

また、本件割当は、当社から株式会社ジー・コミュニケーションのみに対して割当を予定していたものではなく、当社とは完全に独立した財務アドバイザー会社のアドバイザーサービスにより、第2回新株予約権及び第3回転換社債型新株予約権付社債の割当先であるBrilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundを含む多数の候補者と交渉を重ねた上で、支配株主への割当が実現したものであって、当社グループ内でジー・コミュニケーションを不当に利することを企図したものとは認められない。

更に、上記のとおり、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の発行条件は、既存株主に不当な不利益を及ぼすようなものではない。

また、当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、一般の取引と同様に取締役会において取引の是非を決定し、当社と支配株主との取引につきましては、適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引内容の合理性及び妥当性について取締役会において審議の上、取引の是非を決定している。

従って、当社から支配株主である株式会社ジー・コミュニケーションへの割当ては、第三者機関である東京
フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼した算定結果をもとに合理的及び妥当性を審議の上決定し
ているものであり、合理的なものと認められる。以上から、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債の発
行は、支配株主との取引といえども、既存株主に不当な不利益を及ぼすような恣意的なものではなく、合理的な
取引と思料される。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第51期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

以下の変更部分には、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月4日）現在において変更の必要はないと判断しております。

なお、下線は追加及び変更箇所を示しております。

4 [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成22年10月4日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 食中毒が発生した場合の影響

回転寿司部門についてF C店を含めて業界で始めて国際規格ISO9001の認証を取得しましたが、この世界基準の目的は、お客様満足と品質確保にあります。これをはじめとして衛生管理には細心の注意を払っておりますが、商品の性格上食中毒の可能性を完全になくすことは困難です。万一食中毒を発生させた場合、その程度にもよりますが当該店舗のみならず広範囲に及び一斉営業停止を命じられ、売上の減少に至る可能性があります。さらにマスコミによる広域的報道で企業イメージが損なわれる可能性があります。

(2) 店舗の老朽化

商圈の縮小・店舗の老朽化等が売上低迷を招き、これが改善投資を怠らせることで悪循環を招くことが考えられます。

(3) 原価の高騰

輸入食材に頼る当社は、魚資源の枯渇、漁船燃料の高騰、輸入先の人々の魚食化、不漁、戦争、為替等により、材料の値上がりにより直面する可能性があります。

(4) 外部事件等の影響

かつて、他社においては狂牛病、鳥インフルエンザ等によって甚大な影響を受けたことが想起されます。当社の食材は輸入食材も多く、輸入品に対する中傷等が拡大した場合、経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 競合店の出現、競争の激化

採算性の良い店舗に隣接して、競合他社が出店した場合には経営成績に大きな影響を与えます。このような事例は、これまでにも多く発生しております。

(6) 消費者の嗜好の変化

外食産業の中でも、多くの分野があり、消費者の嗜好が変化する可能性があります。例えば高齢化の進展によって、ファミリー層に顧客基盤をおく業種の成長が鈍化することも考えられます。

(7) 景気動向等による外食市場の低迷について

雇用環境、給与収入の変動によって、外食の市場も影響を受ける可能性があります。従来も景気低迷が失業率の増加、所得の減少を通じて外食の消費支出を抑えた事例があります。

(8) 異常気象の影響

東北圏で時おり発生する冷害や、台風及び大雨による風水害等が、過去に当社の主要食材である米の作況に大きな影響を及ぼした事例がありました。米の不作による米価の高騰のみならず、主に農業従事者の所得減少による消費意欲の減退を招くことが考えら、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundからは、当社株式の保有方針として、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社は割当を予定しているBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundのいずれに対処可能な限り市場に配慮した行使を行い当該行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である旨確認しております。おります。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。また、割当先であるいずれのファンドも、財務アドバイザー会社であるワイズフィナンシャルテクノロジー株式会社（横浜市神奈川区白幡西町3番15-MF202号、代表取締役 岩谷俊一郎）からご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、いずれもファンドの投資一任助定委託先から、同内容の確認書及び資金確保に関する確認書をそれぞれ受領しております。

(10) 第4回及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先について

割当先である株式会社ジー・コミュニケーションは当社の筆頭株主であります。店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第4回及び第5回新株予約権付社債の発行方法につき、資金調達における既存株主様に対する考え方、また当社に対する債権に関して、業績動向や市場の状況を鑑みたくえでの社債に付された新株予約権の機動的な権利行使について、一定の理解が得られたことから同社を割当先として選定いたしました。なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第4回及び第5回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

(11) 資金調達について

当社は財務体質強化等を目的として、平成22年10月4日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを割当先とする第三者割当てによる第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする第三者割当てによる第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をそれぞれ行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第2回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

(12) 株式価値の希薄化について

当社は財務体質強化等を目的として、平成22年10月4日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを割当先とする第三者割当てによる第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに株式会社ジー・コミュニケーションを割当先とする第三者割当てによる第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行をそれぞれ行うことを決議いたしました。当社の発行済株式総数は58,224,201株であり、第2回新株予約権及び第3回、第4回、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使（行使及び転換価額70円）により6,714,228株の新株式が発行されることにより、11.53%の希薄化率（全部行使後における発行済株式総数の11.53%）となります。また、当該新株予約権が行使下限価額35円にて全て行使がなされた場合、及び本社債（当該社債に付された新株予約権）が転換下限価額35円にて全て転換がなされた場合、13,428,542株の新株式が発行されることにより、23.06%の希薄化率（全部行使後における発行済株式総数の23.06%）となります。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。しかし、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が掲げる経営重点施策の実現のため、財務基盤の強化及び事業基盤の安定と将来収益の源泉の確保につながり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に寄与するものであり、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上も見込まれることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

平成22年6月30日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成22年6月24日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円50銭

第2号議案 当社とフードインクルーヴ株式会社との合併契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、稲吉史泰、川上一郎、伊藤雄一、扇正信、木村剛、加藤清司及び岡本貴幸を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中川靖之を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	372,722	2,973	0	(注1)	可決(99.21%)
第2号議案	373,116	2,579	0	(注2)	可決(99.31%)
第3号議案	373,326	2,369	0	(注2)	可決(99.37%)
第4号議案				(注3)	
稲吉 史泰	373,369	2,326	0		可決(99.38%)
川上 一郎	373,333	2,362	0		可決(99.37%)
伊藤 雄一	373,182	2,513	0		可決(99.33%)
扇 正信	373,390	2,305	0		可決(99.39%)
木村 剛	373,323	2,372	0		可決(99.37%)
加藤 清司	373,094	2,601	0		可決(99.31%)
岡本 貴幸	373,300	2,395	0		可決(99.36%)
第5号議案				(注3)	
中川 靖之	373,280	2,415			可決(99.36%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2. 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注)3. 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

平成22年10月1日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成22年9月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年9月30日

(2) 当該決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

監査役として、小松正美を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 小松 正美	397,078	2,411	0	（注）	可決（99.40%）

（注） 議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月24日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月13日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社ジー・テイス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年8月1日付けで、連結子会社である株式会社グローバルアクトを吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山根 武夫 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	西井 博生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトの子会社化を決議し、同日、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションと株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日開催の取締役会において、株式会社グローバルアクトと吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月25日

株式会社グローバルアクト

取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルアクトの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルアクトの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年4月1日付けの取締役会において、同日親会社となった株式会社ジー・テイストとの吸収合併契約の締結の承認を行い、同日、締結している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グローバルアクトの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社グローバルアクトが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山根 武夫 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	西井 博生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月27日開催の取締役会において、兄弟会社のフード インクルーヴ株式会社と吸収合併契約の締結を決議し、同日、締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年7月1日付けで、兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社を吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。